

特定非営利活動法人日本水中ロボネット 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本水中ロボネット（以下「法人」という）定款第8条の規定に基づき、本法人の入会金及び会費の額並びに納付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 入会金

正会員（個人） 1口金2,000円
賛助会員（個人・団体） 1口金10,000円

(2) 年会費

正会員（個人） 1口金2,000円
賛助会員（個人・団体） 1口金10,000円（1口以上）

2 年会費は、毎年1月1日より12月31日までの1か年の会費をいう。

3 当該年度の6か月経過後以降に入会申込みをした会員が納付する初年度の年会費の額は、上記の1/2とする。

(会費の納入)

第3条 会員は、毎年の年会費を当該年度の1月末までに納入するものとする。

2 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会承認後1か月以内に納入しなければならない。

3 前条に定める入会金や会費は、本法人の指定する銀行口座に振り込むことにより納付するものとする。振込手数料は、会員の負担とする。

(規程の変更)

第4条 本規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は、本法人のウェブサイトにより、会員へ告知する。

附 則

この規程は、平成25年1月4日から適用する。